

令和5年12月五島市議会定例会議案表

(令和5年12月6日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 123 号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	1
議案第 124 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	3
議案第 125 号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	4
議案第 126 号	五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	13
議案第 127 号	五島市火災予防条例の一部改正について	15
議案第 128 号	五島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	18
議案第 129 号	五島市道路占用料徴収条例の一部改正について	21
議案第 130 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	24
議案第 131 号	財産の無償貸付について	25
議案第 132 号	工事請負契約の変更について	27
議案第 133 号	住民センターの指定管理者の指定について	28
議案第 134 号	富江構造改善センターの指定管理者の指定について	30
議案第 135 号	営農研修施設の指定管理者の指定について	31
議案第 136 号	多目的集会施設の指定管理者の指定について	32
議案第 137 号	繁敷地区集会施設の指定管理者の指定について	33

議案第 138 号	漁村センターの指定管理者の指定について	34
議案第 139 号	公有水面埋立てに関する意見について	35
議案第 140 号	公有水面埋立てに関する意見について	46
議案第 141 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	62
議案第 142 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	64
議案第 143 号	令和 5 年度五島市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 144 号	令和 5 年度五島市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 145 号	令和 5 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 146 号	令和 5 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 147 号	令和 5 年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 148 号	令和 5 年度五島市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
報告第 1 3 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	66

議案第123号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次の
とおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例
第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正
する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例
（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、令和5年
12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定によ
る改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支
給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみ
なす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴

い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第124号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第125号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第29条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

第32条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500

2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
定年前	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
再任用	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
短時間	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
勤務職	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
員以外	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
の職員	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	

71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			

	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係） 医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	406,900	474,700
	2	409,600	477,000
	3	412,100	479,200
	4	414,700	481,500
	5	417,100	483,700
	6	419,100	485,800

	7	420,900	488,000
	8	422,800	490,000
	9	424,600	491,900
	10	427,300	494,000
	11	429,800	496,100
	12	432,200	498,200
	13	434,400	500,300
	14	436,900	502,200
	15	438,900	504,300
	16	441,000	506,400
	17	443,000	508,300
	18	445,200	510,300
	19	447,400	512,300
	20	449,500	514,100
	21	450,900	515,900
	22	453,300	517,700
	23	455,600	519,500
	24	457,800	521,300
	25	459,800	522,900
	26	462,100	524,700
	27	464,300	526,500
	28	466,600	528,300
	29	468,700	529,900
	30	470,900	531,700
	31	473,200	533,500
	32	475,300	535,300
	33	477,100	536,900
	34	479,200	538,700
	35	481,300	540,400
	36	483,300	542,100
	37	485,400	543,700
	38	487,100	545,300
	39	488,900	546,700
	40	490,700	548,300
	41	492,300	549,800
	42	494,100	551,200
	43	495,900	552,600
定年前再任用短	44	497,500	553,900
時間勤務職員以	45	498,900	555,100
外の職員	46	500,600	556,100
	47	502,400	557,100
	48	504,100	558,100
	49	505,600	559,100

	50	506,900	560,000
	51	508,200	560,900
	52	509,500	561,800
	53	510,500	562,600
	54	511,800	563,500
	55	513,100	564,400
	56	514,400	565,300
	57	515,400	566,200
	58	516,200	567,100
	59	517,000	568,000
	60	517,800	568,700
	61	518,700	569,600
	62	519,500	570,500
	63	520,400	571,400
	64	521,200	572,300
	65	522,100	573,200
	66	523,000	
	67	523,700	
	68	524,600	
	69	525,500	
	70	526,300	
	71	527,200	
	72	528,100	
	73	528,900	
	74	529,800	
	75	530,700	
	76	531,400	
	77	532,200	
	78	533,100	
	79	534,000	
	80	534,900	
	81	535,700	
	82	536,600	
	83	537,500	
	84	538,400	
	85	539,200	
	86	540,100	
	87	541,000	
	88	541,900	
	89	542,700	
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額
		円 394,300	円 467,400

備考 この表は、診療所等に勤務する医師で市長が定める職員に適用する。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年五島市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

「

376,000
422,000
472,000
533,000
608,000
710,000
830,000

別表第1中

を

380,000
427,000
477,000
539,000
615,000
718,000
839,000

に改める。

」

「

187,700
215,200
255,200
274,600

別表第2中

を

188,700
216,200
256,200
275,600

に改める。

」

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合について改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第126号

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第31条」を「第32条」に改める。

第18条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第31条」を「第32条」に、「6か月」を「6月」に、「1か月」を「1月」に改め、「平均額」との次に「、給与条例第32条第2項第1号中「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とを加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第127号

五島市火災予防条例の一部改正について

五島市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市火災予防条例の一部を改正する条例

五島市火災予防条例（平成16年五島市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の部気体燃料の項の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の五島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が施行され、蓄電池設備の設置基準が見直されたこと等に

伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第128号

五島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
五島市下水道事業の設置等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 漁業集落の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。

施設の名称	地区	位置	区域
高崎浄化センター	高崎	五島市三井楽町高崎 684番地4	五島市三井楽町高崎の 全域

(2) 計画人口は、300人とする。

(3) 1日最大処理水量は、81立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動

産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(会計事務の処理)

第5条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他会計事務のうち、次の各号に掲げるものに係る権限は会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納に関する事務
- (2) 支出に係る帳票の確認に関する事務
- (3) 政令第22条の5第1項及び第2項に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限

(業務状況説明書類の作成)

第6条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむ得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(五島市特別会計条例の一部改正)

2 五島市特別会計条例(平成16年五島市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

(五島市漁業集落排水施設条例の一部改正)

3 五島市漁業集落排水施設条例（平成16年五島市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」を「漁業集落の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、市が設置する」に改め、「設置及び」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

(提案理由)

特別会計で運営されている下水道事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、公営企業会計に移行して運営するために必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第129号

五島市道路占用料徴収条例の一部改正について

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

五島市道路占用料徴収条例（平成16年五島市条例第198号）の一部を次のように改正する。

380円	430円
580円	670円
780円	900円
340円	390円
540円	620円
740円	850円
34円	39円
3円	4円
2円	2円
330円	380円
200円	230円
680円	780円
280円	330円
670円	590円
680円	780円
14円	16円
20円	23円
30円	35円
41円	47円
61円	70円
81円	93円
140円	160円
200円	230円
410円	470円
680円	780円
Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額

別表第1中

Aに0.01を乗じて得た額
330円
200円
680円
7円
67円
67円
670円
540円
7円
67円
7円
67円
670円
330円
680円
Aに0.033を乗じて得た額
67円
68円
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

を

Aに0.007を乗じて得た額
290円
180円
780円
6円
59円
59円
590円
620円
6円
59円
6円
59円
590円
290円
780円
Aに0.031を乗じて得た額
59円
78円
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額

に改める。

Aに0.033を乗
じて得た額

Aに0.025を乗
じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる占有に係る占有料について適用し、同日前になされた占有に係る占有料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第130号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成16年五島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表富江の部田尾住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

富江地区の田尾住宅を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第131号

財産の無償貸付けについて

五島市富江町田尾の土地について、次のとおり無償で貸し付ける。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

1 無償貸付財産 (1) 土地

ア 所在 五島市富江町田尾1195番1

イ 地目 学校用地

ウ 面積 128.0平方メートル

(2) 土地

ア 所在 五島市富江町田尾1233番1

イ 地目 学校用地

ウ 面積 4,730.0平方メートル

(3) 土地

ア 所在 五島市富江町田尾1235番2

イ 地目 学校用地

ウ 面積 131.0平方メートル

- 2 無償貸付けの目的 相手方は、本件土地上にある旧富江小学校田尾分校の校舎を活用し、富江地区における交流人口の拡大及び移住定住の促進を図るための事業を行うこととしているが、本件土地を無償で貸し付けることにより、この事業の安定的な運営に資することができるため。

- 3 無償貸付けの相手方 五島市富江町田尾1233番地1
一般社団法人 田尾フラット
代表理事 草野 恵子

- 4 無償貸付けの条件 相手方は、無償貸付財産について、地域活性化の拠点施設用地として利用するものとし、それ以外の目的に使用しないこと。

5 無償貸付けの期間 令和6年2月1日から令和15年3月31日まで

(提案理由)

財産を適正な対価なくして貸し付けることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第132号

工事請負契約の変更について

令和4年9月28日に議決された議案第73号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 615,824,000円」を「4 工事請負金額 635,688,900円」に改める。

(提案理由)

五島市富江町公民館・富江支所庁舎建設工事（建築）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第133号

住民センターの指定管理者の指定について

五島市住民センター条例（平成16年五島市条例第20号）第3条第1項の規定により住民センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
下大津住民センター	五島市下大津町712番地 下大津郷 郷長 松下 藏 幸	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
上大津住民センター	五島市上大津町336番地5 上大津町公民館 館長 吉田 隆 正	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
三尾野住民センター	五島市三尾野一丁目6番5号 三尾野郷 郷長 今村 好 和	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
松山住民センター	五島市松山町846番地2 五島市福江文化団体協議会 会長 郡家 智恵子	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
野々切住民センター	五島市野々切町21番地1 野々切町内会 会長 平田 政 之	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
赤島住民センター	五島市赤島町530番地 赤島町自治会 会長 森川 慎 吾	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
黄島住民センター	五島市黄島町51番地 黄島町内会 会長 山下 雅 真	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
伊福貴住民センター	五島市伊福貴町382番地 伊福貴町 町会長 西村 潔	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
黒瀬住民センター	五島市富江町山手791番地15 黒瀬町内会 会長 本田 司	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
琴石住民センター	五島市富江町長峰1642番地 琴石町内会 会長 田中 栄 蔵	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

太田住民センター	五島市富江町長峰 512 番地 1 太田町内会 会長 竹 本 嘉 之	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
----------	--	---------------------------------------

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第134号

富江構造改善センターの指定管理者の指定について

五島市富江構造改善センター条例（平成16年五島市条例第162号）第3条第1項の規定により、富江構造改善センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
丸子地区構造改善センター	五島市富江町長峰3752番地1 丸子町内会 会長 丸山繁利	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
女亀地区構造改善センター	五島市富江町土取808番地1 女亀町内会 会長 出口豊和	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
山手地区構造改善センター	五島市富江町山手373番地 山手町内会 会長 山崎幸治	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
田尾地区構造改善センター	五島市富江町田尾1169番地 田尾町内会 会長 草野勝則	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
田ノ江地区構造改善センター	五島市富江町松尾512番地3 田ノ江町内会 会長 小原初彦	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
横ヶ倉地区構造改善センター	五島市富江町松尾1704番地 横ヶ倉町内会 会長 橋本茂樹	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
土取地区構造改善センター	五島市富江町土取1596番地4 土取町内会 会長 田中順一	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第135号

営農研修施設の指定管理者の指定について

五島市営農研修施設条例（平成16年五島市条例第163号）第3条第1項の規定により、営農研修施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
狩立営農研修施設	五島市富江町狩立42番地2 狩立町内会 会長 庄野秀夫	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
岳営農研修施設	五島市富江町岳732番地 岳町内会 会長 出口和寿	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第136号

多目的集会施設の指定管理者の指定について

五島市多目的集会施設条例（平成16年五島市条例第165号）第3条第1項の規定により、多目的集会施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
山下多目的集会施設	五島市富江町山下283番地5 山下町内会 会長 片町利則	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
山崎多目的集会施設	五島市富江町岳1946番地2 山崎町内会 会長 田口勇	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第137号

繁敷地区集会施設の指定管理者の指定について

五島市繁敷地区集会施設条例（平成16年五島市条例第183号）第3条第1項の規定により、繁敷地区集会施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
繁敷地区集会施設	五島市富江町繁敷751番地イ 繁敷町内会 会長 野口博文	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第138号

漁村センターの指定管理者の指定について

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）第3条第1項の規定により、漁村センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
富江漁村センター	五島市富江町富江528番地18 小島町内会 会長 馬場紀章	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第139号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面 積 (平方メートル)	用 途	出 願 者
五島市富江町土取字椀嶋7 98番3の地先公有水面	108.80	漁港施設用地	五 島 市

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



5 漁 港 許 第 2 号
令和5年10月31日

五島市長 様

長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

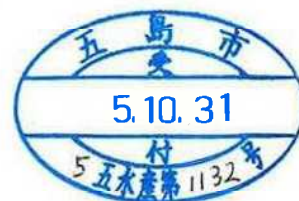
このことについて、別添のとおり五島市から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 管理班

電話 095(895)2853



公有水面埋立免許願書

令和5年9月7日

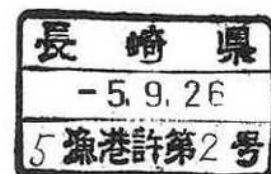
長崎県知事 大石賢吾 様

出願人 所在地 長崎県五島市福江町1番1号
名称 長崎県五島市

代表者 住所 長崎県五島市東浜町3丁目5番28号
氏名 五島市長 野口市太郎 印



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記により、出願します。



記

1. 埋立区域

(1) 位置

長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D. L. +3.00m)における公有水面と北防波堤との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町土取字椀嶋798番3内のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯：32度36分13.2347秒

東経：128度47分26.3031秒

以下【基 点】という。

①の地点	基点から	54度10分59秒	11.596mの地点
②の地点	①の地点から	78度54分49秒	12.772mの地点
③の地点	②の地点から	348度54分37秒	5.100mの地点
④の地点	③の地点から	78度55分11秒	9.834mの地点
⑤の地点	④の地点から	348度53分46秒	1.199mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	258度46分12秒	7.584mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	348度10分19秒	0.195mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	258度55分06秒	19.339mの地点

(3) 面積

S=108.80m²

<議案第139号参考>

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

長崎県五島市富江町土取字柗嶋798番1、798番3の地内、並びに同字798番3の地先
公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点まで順次直線で結んだ線及び㊷の地点と㊶の地点を
結ぶ線により囲まれた区域

基 点：埋立区域に同じ

㊶の地点	基点から	132度21分45秒	32.040mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	78度55分03秒	45.416mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	348度55分03秒	39.803mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	259度11分50秒	68.239mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	168度54分45秒	6.115mの地点

(3) 面積

$$S=2,339.24\text{m}^2$$

3. 埋立地の用途

漁港施設用地

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

船揚場の船置部の高さ : D. L. +3.60m~D. L. +3.40m

船揚場の斜路部の高さ : D. L. +3.40m~D. L. -0.40m (H. W. L=D. L. +3.00mまで)

防風柵基礎の高さ : D. L. +3.90m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
船揚場	先端止壁	重力式方塊 被覆石 (300kg) 既設撤去流用 基礎栗石 (5~100kg)
	側壁 (No. 41.04)	重力式方塊 被覆石 (300kg) 既設撤去流用 基礎栗石 (5~100kg)
	側壁 (No. 33.04)	重力式方塊+現場打ちコンクリート 基礎栗石 (5~100kg)
	側壁 (No. 25.04)	重力式方塊+現場打ちコンクリート 基礎栗石 (5~100kg)
	側壁 (No. 13.84)	重力式岩着水中コンクリート+現場打ちコンクリート
	側壁 (No. 4.34)	重力式岩着水中コンクリート+現場打ちコンクリート
	防風柵基礎 (No. 3.50~No. 26.9)	重力式現場打ちコンクリート

<議案第139号参考>

(3) 埋立に関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立ては、船揚場を設置するため、捨石、基礎栗石、裏埋土、コンクリート舗装により計画地盤高まで埋立てを行う。

②埋立に関する工事の施行順序

(1)撤去工

隣接する北防波堤の被覆石、基礎捨石を撤去する。被覆石は流用するため仮置きしておく。

(2)基礎工

堤体工設置のため、床掘後基礎捨石を投入し、均しを行う。

堤体設置後、被覆石を設置する。

(3)堤体工

ヤードで方塊製作後、現地に方塊を運搬、計画位置に設置する。

水中コンクリート部は、型枠、漏洩防止シートを設置し打設する。

(4)上部工

堤体工設置後、上部工（場所打ちコンクリート）で打設し、所要天端高まで立ち上げる。

(5)裏込工

堤体工、上部工完成後、捨石（無規格）基礎栗石を投入する。均し後、防砂布を設置する。

(6)裏埋土工

裏込工設置後、裏埋土を投入する。

(7)舗装工

裏埋土投入後、防風柵の基礎を設置後、コンクリート舗装を行う。

(8)防風柵

場所打ちコンクリートの基礎設置後に防風柵を設置する。

<議案第139号参考>

③埋立てに用いる土砂等の種類

捨石（無規格）、基礎栗石（5～15cm）、コンクリート舗装。

また、コンクリートはJISマーク表示認証工場で製造されたコンクリートを用い有害物質の含有はないものである。

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

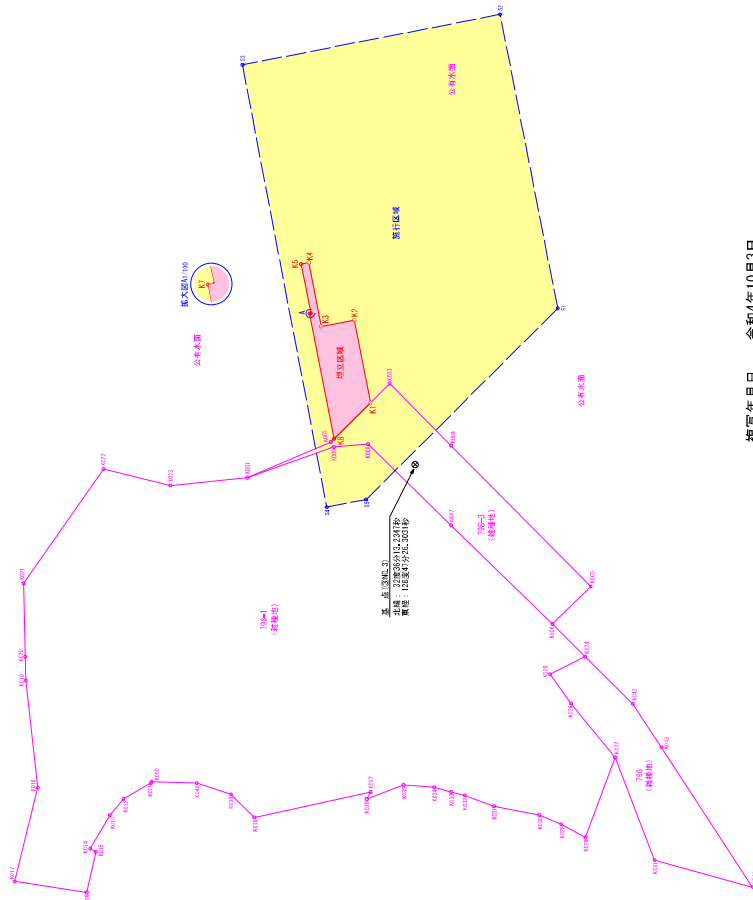
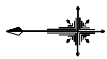
該当なし

5. 埋立に関する工事の施行に要する期間

1年

字 図 (14 条地図)

S=1 : 500 五島市富江町土取字概編



凡 例

	埋立区域
	施行区域
	地 図

⑫ 字 図 (14 条地図)

(世界測地系 2011)

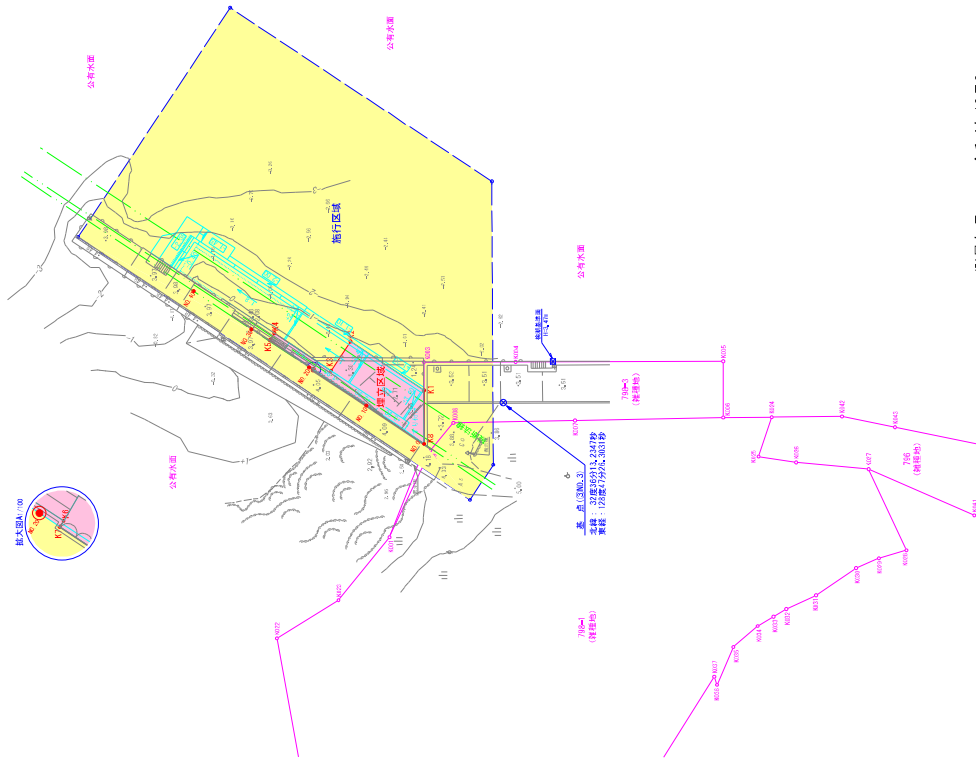
年 度	令 和 4 年 度
工 事 名	倭寇漁港 (女亀地区) 測量
施 工 地	五島市 富江町土取
図面種類	字 図 (14 条地図)
縮 尺	S=1 : 500
図面番号	集 の 内 号
審 査 課 長	区 長 設 計 課 長
所 属	長 崎 県 五 島 市

複写年月日 令和4年10月3日
 法 務 局 長崎地方方法務局五島支部
 複 写 人 五島市産業振興部水産課 監督員 後川直哉

倭寇漁港（女亀地区）測量 平面図

S=1 : 500

五島市 富江町土取



表積表

集積	埋立区域	Y	X	面積 (㎡)	距離 (m)
N1	→	-4657.1445	→	497296.167219	12.772
N2	→	-4657.1445	→	497296.167219	8.833
N3	→	-4657.1445	→	497296.167219	8.833
N4	→	-4655.9141	→	411148.811000	1.199
N5	→	-4655.9141	→	411148.811000	7.894
N6	→	-4655.9141	→	411148.811000	7.894
N7	→	-4655.9141	→	411148.811000	19.230
N8	→	-4655.9141	→	411148.811000	7.785
合計面積					108,860,7185
面積					108,860,7185

凡 例

- 埋立区域 (Yellow)
- 施行区域 (Green)
- 地 図 (Pink)

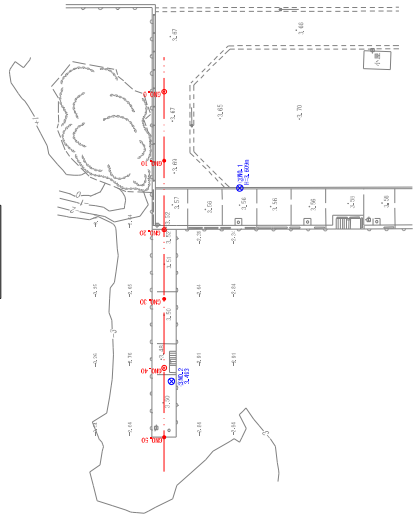
⑤ 求積平面図（埋立区域）

（世界測地 2011）

年 度	令和 4 年度
工 事 名	倭寇漁港（女亀地区）測量
施 工 地	五島市 富江町土取
図面種類	求積平面図（埋立区域）
縮 尺	S=1 : 500
図面番号	全 葉の内 号
番 在	課 長 殿 計 製 図
所 属	長 崎 県 五 島 市

図面番号の種類	製 法
コンクリート	①
コンクリート	②
コンクリート	③
コンクリート	④
コンクリート	⑤
コンクリート	⑥
コンクリート	⑦
コンクリート	⑧
コンクリート	⑨
コンクリート	⑩

護岸・突堤



測量年月日 令和4年10月3日
 測量者 有限会社山田測量 山田三代公
 立 会 人 五島市産業振興部水産課 監督員 後川直哉

点 名	座標 (X, Y)	座標 (X, Y)	備 考
①	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
②	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
③	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
④	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑤	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑥	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑦	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑧	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑨	-43725.149	-4657.1445	埋立区域
⑩	-43725.149	-4657.1445	埋立区域

議案第140号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面 積 (平方メートル)	用 途	出 願 者
(1工区) 長崎県五島市富江町山下字 美江原372番5及び38 9番3の地先公有水面	46.38	漁港施設用地	五 島 市
(2工区) 長崎県五島市富江町山下字 美江原389番3の地先公 有水面	37.99		
(3工区) 長崎県五島市富江町山下字 美江原389番3の地先公 有水面	154.52		
(4工区) 長崎県五島市富江町山下字 スキ山201番18の地先 公有水面	32.51		
(5工区) 長崎県五島市富江町山下字 スキ山201番18の地先 公有水面	33.38		

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



5 漁 港 許 第 1 号
令和5年10月31日

五島市長 様

長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

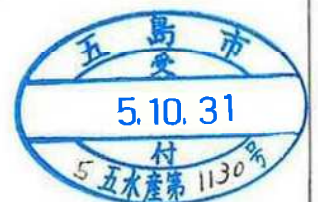
このことについて、別添のとおり五島市から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 管理班

電話 095(895)2853



公有水面埋立免許願書

令和5年9月7日

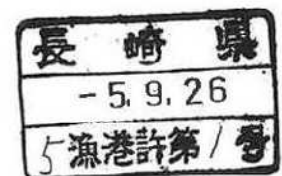
長崎県知事 大石賢吾 様

出願人 所在地 長崎県五島市福江町1番1号
名称 長崎県五島市

代表者 住所 長崎県五島市東浜町3丁目5番28号
氏名 五島市長 野口市太郎 ㊟



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記により、出願します。



記

1-1. 埋立区域 1 工区

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字美江原372番5及び389番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D.L. +3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町山下字スキ山201番22地先のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯：32度35分23.5408秒

東経：128度45分04.0150秒

以下【基 点】という。

①の地点	基点から	187度14分04秒	277.373mの地点
②の地点	①の地点から	176度23分57秒	1.019mの地点
③の地点	②の地点から	268度00分16秒	4.997mの地点
④の地点	③の地点から	357度46分41秒	43.975mの地点
⑤の地点	④の地点から	87度47分01秒	0.957mの地点

(3) 面積

物揚場敷 46.38 m²

< 議案第 1 4 0 号参考 >

1-2. 埋立区域 2 工区

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑧の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D. L. +3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町山下字スキ山201番22地先のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯： 32度35分23.5408秒

東経： 128度45分04.0150秒

以下【基 点】という。

⑥の地点	基点から	190度33分51秒	224.078mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	268度52分02秒	0.961mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	357度43分35秒	39.023mの地点

(3) 面積

物揚場敷 37.99 m²

<議案第140号参考>

1-3. 埋立区域3工区

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と⑫の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D.L. +3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町山下字スキ山201番22地先のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯：32度35分23.5408秒

東経：128度45分04.0150秒

以下【基 点】という。

⑨の地点	基点から	193度39分03秒	185.003mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	267度44分03秒	19.198mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	261度20分38秒	28.671mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	351度20分36秒	3.016mの地点

(3) 面積

物揚場敷 154.52 m²

<議案第140号参考>

1-4. 埋立区域4工区

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と⑯の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D.L. +3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町山下字スキ山201番22地先のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯：32度35分23.5408秒

東経：128度45分04.0150秒

以下【基 点】という。

⑬の地点	基点から	200度50分09秒	153.570mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	358度28分17秒	1.575mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	88度26分24秒	20.681mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	178度19分14秒	1.570mの地点

(3) 面積

物揚場敷 32.51 m²

<議案第140号参考>

1-5. 埋立区域5工区

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑰の地点と⑳の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D.L. +3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基 点：五島市富江町山下字スキ山201番22地先のコンクリート天端に設けた真鍮標識

北緯：32度35分23.5408秒

東経：128度45分04.0150秒

以下【基 点】という。

⑰の地点	基点から	191度03分04秒	145.491mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	358度21分22秒	1.569mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	88度26分25秒	21.309mの地点
㉑の地点	⑲の地点から	178度21分07秒	1.565mの地点

(3) 面積

物揚場敷 33.38 m²

工区	埋立面積
1工区	46.38 m ²
2工区	37.99 m ²
3工区	154.52 m ²
4工区	32.51 m ²
5工区	33.38 m ²
合 計	304.78 m ²

<議案第140号参考>

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

長崎県五島市富江町山下字美江原372番5、389番3、宇スキ山201番17、201番19、201番21、201番20、201番18、201番24、201番22、201番27の地内並びに宇美江原372番5から宇スキ山201番17を経て201番22の地先公有水面

(2) 区域

次のイの地点からチの地点まで順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を結ぶ線により囲まれた区域

基 点：埋立区域に同じ

イの地点	基点から	173度02分42秒	110.904mの地点
ロの地点	イの地点から	268度26分25秒	127.809mの地点
ハの地点	ロの地点から	177度43分38秒	102.473mの地点
ニの地点	ハの地点から	87度46分40秒	38.014mの地点
ホの地点	ニの地点から	177度46分40秒	72.963mの地点
への地点	ホの地点から	88度00分15秒	40.000mの地点
トの地点	への地点から	357度46分41秒	134.688mの地点
チの地点	トの地点から	88度26分28秒	49.256mの地点

(3) 面積

12,864.45 m²

3. 埋立地の用途

漁港施設用地

<議案第140号参考>

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

物揚場の高さ : D. L. +3.65m~D. L. +3.80m

(2) 物揚場その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
物揚場敷	1 工区 C物揚場 L=43.98m	上部工 現場打ちコンクリート (陸上) $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$
	2 工区 C物揚場 L=39.00m	上部工 現場打ちコンクリート (陸上) $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$
	3 工区 E物揚場 L=47.90m	上部工 現場打ちコンクリート (陸上) $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$
	4 工区 -2.5m物揚場 L=20.60m	上部工 現場打ちコンクリート (陸上) $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$
	4 工区 -2.5m物揚場 L=21.37m	上部工 現場打ちコンクリート (陸上) $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$

<議案第140号参考>

(3) 埋立に関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立ては、物揚場を設置するため、現場打ちコンクリートにより計画地盤高まで埋立てを行う。

②埋立に関する工事の施行順序

(1)撤去工

既設の係船柱・係船環を撤去する。

(2)上部工

場所打ちコンクリートで打設し、所要天端高まで立ち上げる。

(3)付属工

係船柱・係船環・防舷材及び車止めを設置する。

<議案第140号参考>

③埋立てに用いる土砂等の種類

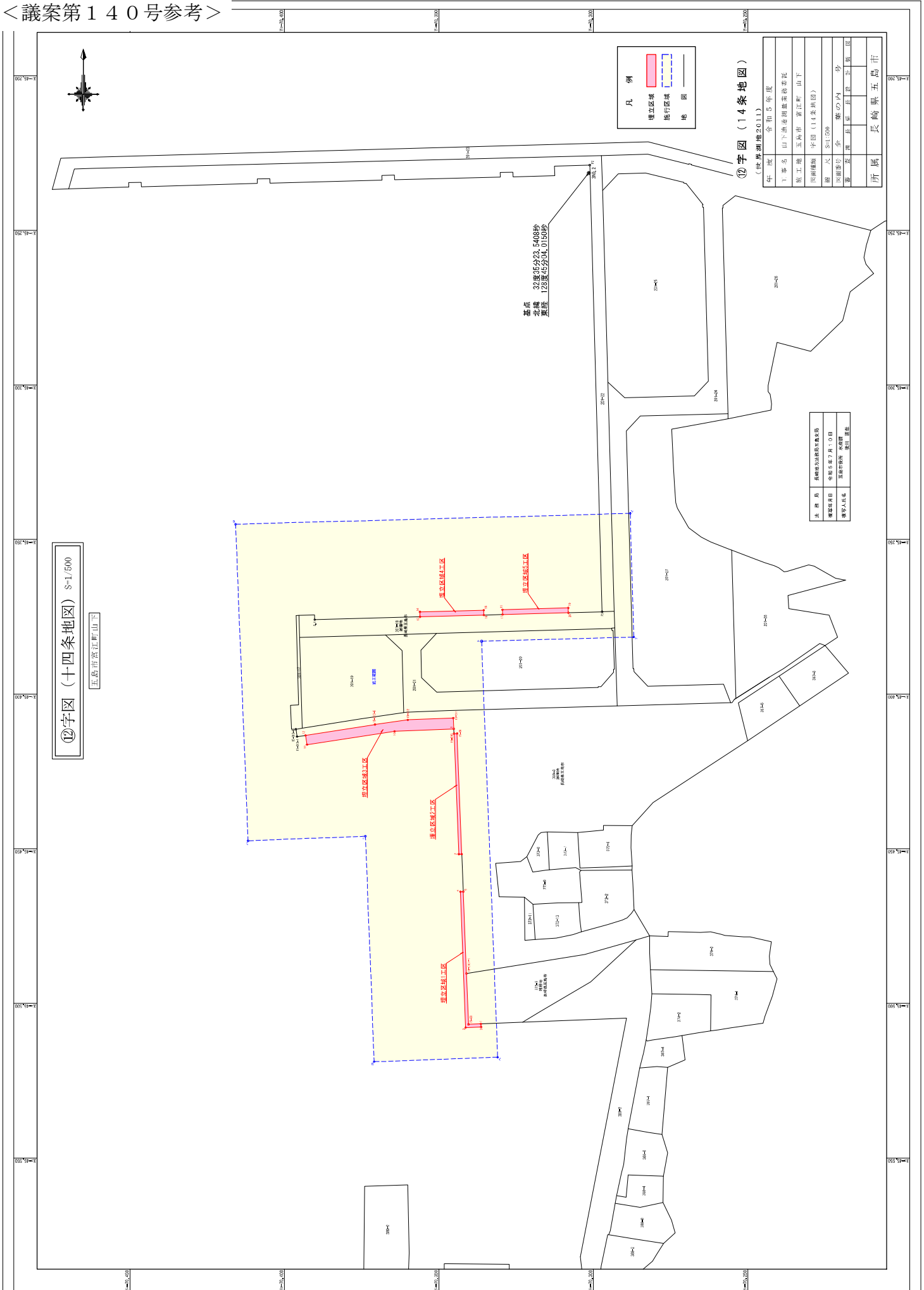
コンクリートはJISマーク表示認証工場で製造されたコンクリートを用い有害物質の含有はないものである。

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

5. 埋立に関する工事に要する期間

1年



議案第141号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	やま だ さかえ 山 田 栄
生年月日	昭和34年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第141号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月 31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月 31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
石 黒 則 子	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
城 山 玲 子	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
村 上 やよい	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
大 坪 建 三	令和 5年 7月 1日	令和 8年 6月 30日	
山 上 福 範	令和 6年 1月 1日 (予定)		候補者として令和5年 9月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中

議案第142号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所 五島市
ふりがな おお つぼ きょう こ
氏 名 大 坪 京 子
生年月日 昭和31年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第142号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月 31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月 31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年 12月 31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
石 黒 則 子	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
城 山 玲 子	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
村 上 やよい	令和 5年 1月 1日	令和 7年 12月 31日	
大 坪 建 三	令和 5年 7月 1日	令和 8年 6月 30日	
山 上 福 範	令和 6年 1月 1日 (予定)		候補者として令和5年 9月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和5年11月22日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 [REDACTED]
賠償の相手方 [REDACTED]

2 和解の趣旨

令和5年6月21日、五島市三井楽町の五島市立三井楽小学校の敷地内において、相手方が運転していた小型乗用自動車（[REDACTED]）が、側溝蓋の上を走行した際、設置の方法が不適切であったことから蓋が跳ね上がり、同車両の右側ドア等を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 108,900円